

## AWAJI POLICE STATION NEWS

# 淡路警察署だより 4月号



道路交通法の一部改正（令和5年4月1日施行）により、従来、児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項とされていた乗車用ヘルメットの利用について、改正法の施行後は、全ての自転車の運転者が乗車用ヘルメット着用に努めなければならないこととなります。

ご自身と大切な人の命を守るため、乗車用ヘルメットを被りましょう。



自転車乗用中の損傷主部位別  
死者数の割合 (2013~2022 年)

